

完了後の事後評価

【河川事業②】

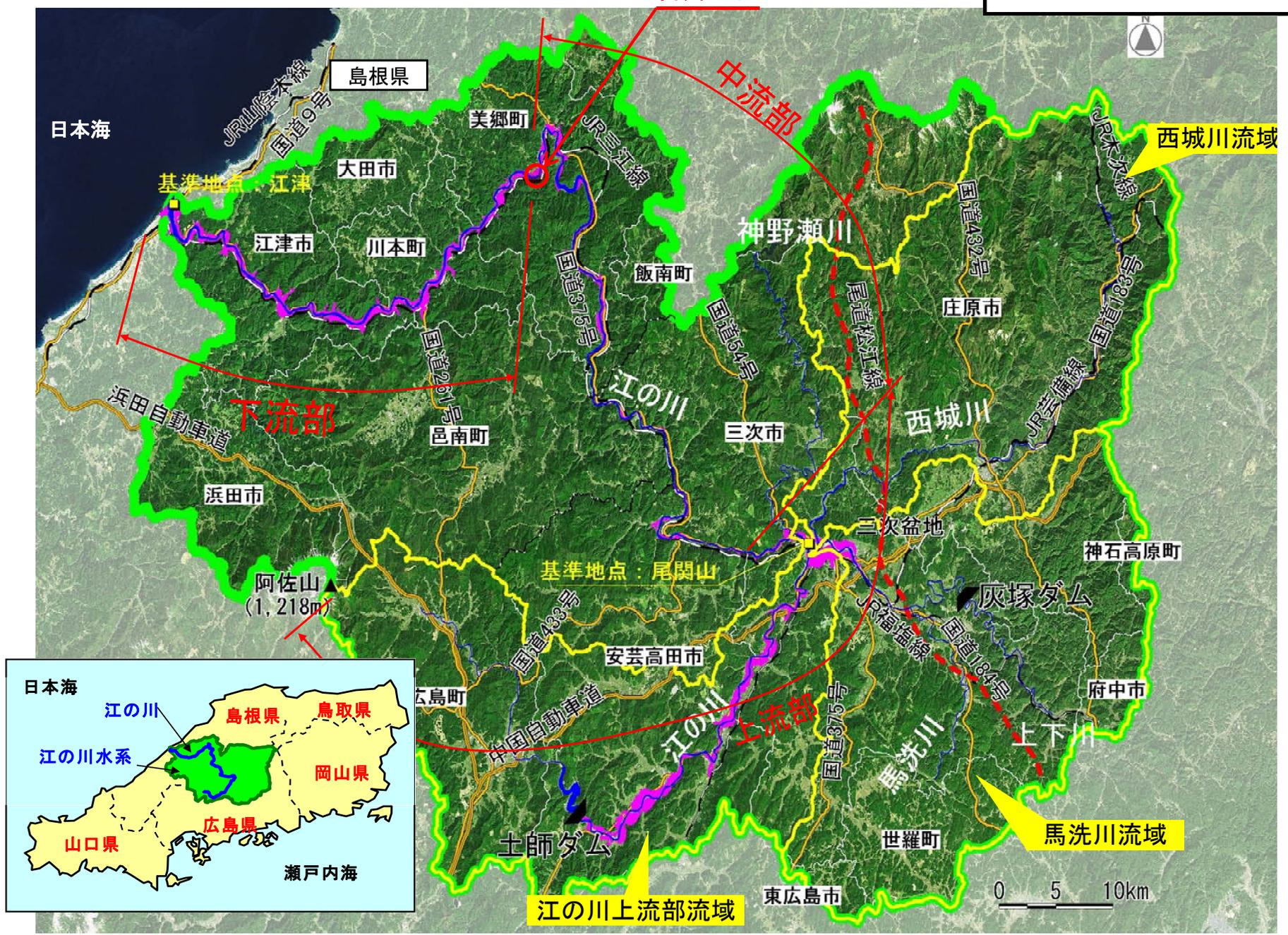
（直轄事業）

➤ 江の川下流水防災対策特定河川事業（吾郷地区）	・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 佐波川特定構造物改築事業（新峪堰）	・ ・ ・ ・ ・	3
➤ 六角川特定構造物改築事業（古川水門）	・ ・ ・ ・ ・	5
➤ 子吉川総合水系環境整備事業	・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 湯田ダムダム湖活用環境整備事業	・ ・ ・ ・ ・	9
➤ 下久保ダム直轄総合水系環境整備事業	・ ・ ・ ・ ・	11
➤ 淀川流水保全水路整備事業	・ ・ ・ ・ ・	13
➤ 大野川総合水系環境整備事業	・ ・ ・ ・ ・	15

事業名 (箇所名)	江の川下流水防災対策特定河川事業(吾郷地区)		担当課 担当課長名	中国地方整備局河川計画課 田中 里佳	事業 主体	中国地方整備局				
実施箇所	島根県邑智郡美郷町									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
事業諸元	築堤・護岸:L=760m 宅地嵩上げ:27戸									
事業期間	平成14年度～平成19年度									
総事業費 (億円)	約26億円									
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 吾郷地区は、江の川下流部(46K400～48K000 右岸)に位置し、昭和47年7月洪水では地区全体の24戸で浸水被害が発生。 近年(平成11年6月洪水等)においても浸水被害が発生。 地盤高がHWLよりも低く流下能力が不足しているため、流下能力向上のための治水対策が必要。 河川特性上、通常の堤防方式では堤防延長が長く、さらに築堤高が高くなるため、膨大な費用と年数が必要となり、事業効果発現に時間を要する。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地の盛土、家屋の嵩上げによる水防災対策特定河川事業を実施することにより、治水安全度を向上させる。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標:水害等災害による被害の軽減 施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:3戸 年平均浸水軽減面積:1.0ha									
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	31	総費用	16	1.9	15	—	平成13年度	
	事後	総便益	49	総費用	35	1.4	14	5.8	平成24年度	
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> 島根県吾郷地区において、輪中堤整備、宅地嵩上げ等を実施することにより、治水安全度を向上させ、1/30規模の洪水が発生した場合においても、家屋の浸水被害を防止できる。 									
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 吾郷地区では宅地嵩上げによる手法を用いることで、これまでと同等以上(治水安全度の向上、従前の宅地面積の確保等)の生活基盤が確保された。 美郷町の人口・世帯数は減少しているが、水防災対策特定河川事業の実施により、吾郷地区においては、新たに若者定住住宅が建設され8世帯(37人)が移り住んだ。 若者定住住宅には、中学生以下の子供が21人住居しており、夏祭りに子供が参加するなど事業実施前と比較して地域活動が活性化した。 									
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 1/30規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害を防止することができ、治水安全度の向上が図られていることから、今後の事後評価の必要性は無いと判断。 									
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業は、その事業効果が十分発現していると判断され、今後の改善措置の必要性は無いと判断。 									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 									
対応方針	対応なし									
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> 評価における検討結果を踏まえ、事業の効果が発現しており、当該事業に関しては今後の事後評価及び改善措置は必要ないと判断。 									
その他	<ul style="list-style-type: none"> <第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(案)は妥当。 									

江の川流域 位置図

— 流域界
 想定氾濫区域



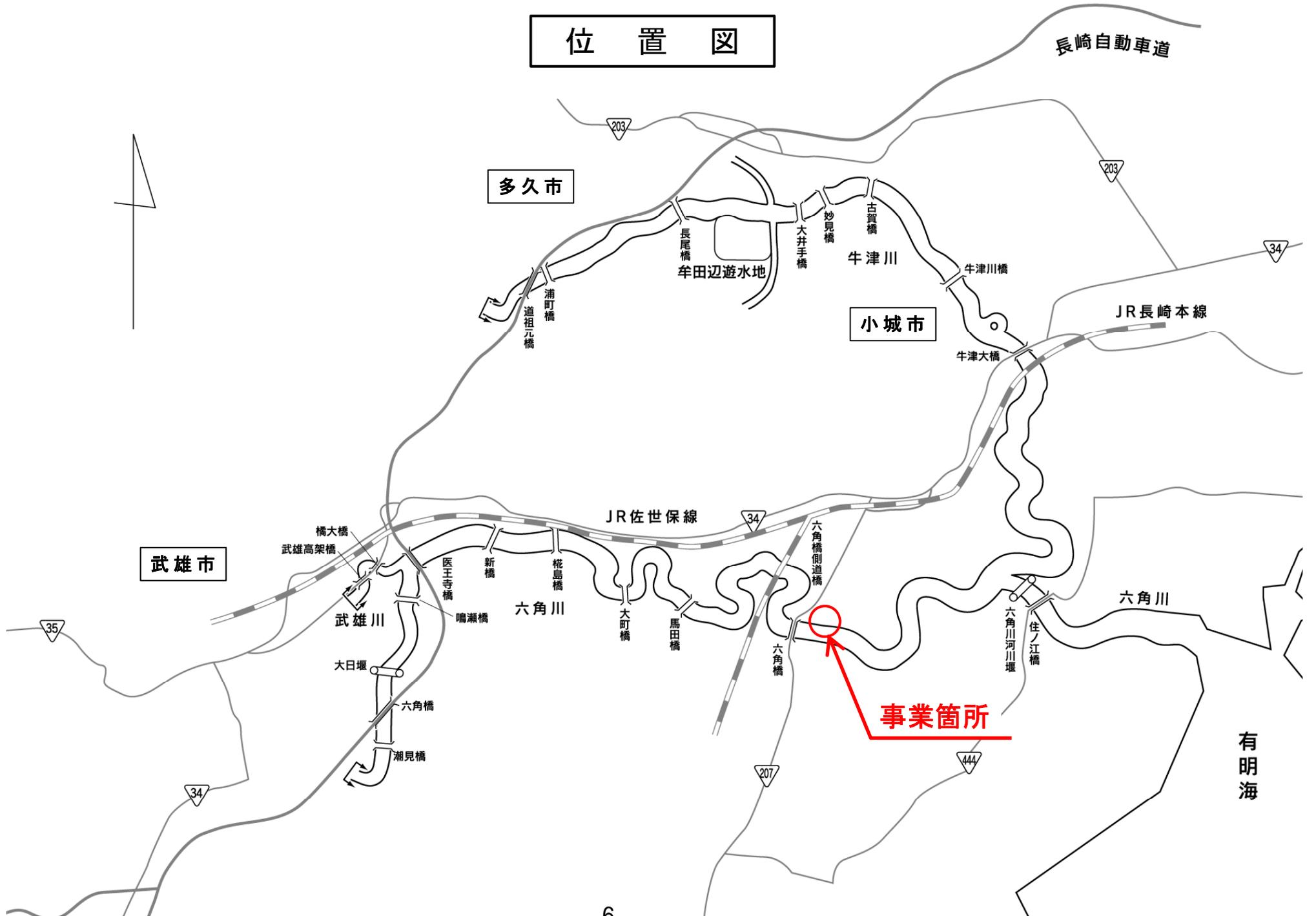
事業名 (箇所名)	佐波川特定構造物改築事業(新峪堰)	担当課	中国地方整備局河川計画課	事業 主体	中国地方整備局				
実施箇所	山口県防府市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	堰の改築(統合堰:鋼製起伏堰)								
事業期間	平成15年度~平成19年度								
総事業費 (億円)	約50億円								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・峪堰は、昭和28年に設置された農業用取水堰であり、金波堰は、昭和40年に設置された農業用取水堰である。その両堰は、固定堰であるため河積阻害率が大きく、流下能力向上のためには抜本的な改築が必要。峪堰は固定堰のため、出水時に堰上げにより奈美地区では度々浸水被害が発生していた。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの固定堰により洪水時の水位を『せき上げ』ることで、堤防の決壊等が発生した場合、右岸側の防府市街地や上流の奈美地区に浸水被害をもたらす危険性があり、対応策として、固定堰である峪堰と金波堰を統合・可動堰化することで、流下能力(治水安全度)を向上を図る。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:10戸 年平均浸水軽減面積:0.1ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	189	総費用	46	4.1	143	—	平成14年度
	事後	総便益	214	総費用	68	3.1	146	12.1	平成24年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの固定堰を統合し可動堰化し、堰による洪水時の水位上昇を解消することにより、防府市街地及び堰上流の奈美地区の浸水被害を軽減できる。 ・平成21年7月洪水では、堰改築の効果により、堰改築を実施しなかった場合に比較し、洪水時のピーク水位を最大約1.7m低下させ、浸水被害の軽減効果を発揮した。 								
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・河道の連続性を確保するため、魚道を設置し魚類の遡上・降下機能を確保。(H21.5遡上調査実施:ウナギ、アユ、オオヨシノボリ等の回遊魚を確認) 								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の人口、世帯数に大きな変化は無い。 ・浸水被害の軽減を図ることで、安心・安全な生活基盤を確保。 								
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改築後の洪水(平成21年7月洪水)においても水位低減、浸水被害軽減効果が確認されており、治水安全度の向上が図られていること、新たな魚道の設置など、河川環境の向上も見られることから、今後の事後評価の必要性は無いと判断。 								
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、その事業効果が十分発現していると判断され、今後の改善措置の必要性は無いと判断。 ・施設管理者に対して、的確な堰操作及び維持管理が実施されるよう適切に指導、監督を実施。 								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業実施後の河道状況等を把握するため、洪水前後のモニタリング調査等を継続的に実施し、今後改築の可能性のある固定堰の施設改築計画、設計に反映。 								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> ・評価における検討結果を踏まえ、事業の効果が発現しており、当該事業に関しては今後の事後評価及び改善措置は必要ないと判断。 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会の意見・反映内容> ・対応方針(案)は妥当。 								

佐波川流域 位置図



事業名 (箇所名)	六角川特定構造物改築事業(古川水門)		担当課	九州地方整備局河川計画課	事業 主体	九州地方整備局				
実施箇所	佐賀県杵島郡江北町									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
事業諸元	古川排水樋門の改築									
事業期間	平成16年度～平成19年度									
総事業費 (億円)	約21									
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 古川排水樋門は昭和18年に築造され60年以上が経過しているため、老朽化が著しい状況であった。 大潮の満潮時には操作台が水没し、操作ができない状況であった。 水門の上下流における堤防は、高さ・幅を確保しておらず水門と併せた堤防の築造が必要であった。 古川排水樋門に流入する古川(佐賀県管理)は、河川改修が完了しており、早期に水門の断面確保が必要であった。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 古川水門について、1号・2号排水樋門の早急な改築を実施して流下断面不足を解消して、支川古川の河川改修に合わせた合流点処理としての機能及び本川堤防としての機能を併せ持つことを目的とする。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 水害等災害による被害の軽減 施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減世帯数: 5世帯 年平均浸水軽減面積: 9.5ha									
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	61	総費用	23	2.7	38	—	平成15年度	
	事後	総便益	77	総費用	29	2.6	47	11.2	平成24年度	
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業が完了した平成20年度以降、洪水や満潮時に伴う六角川本川の水位上昇時は確実に閉鎖されており、古川への逆流を防ぎ、外水氾濫の防止に寄与している。また、同程度規模の実績洪水と比較すると古川水門の整備により、本川堤防としての機能が向上したことから、洪水に対して浸水被害が軽減されている。 									
事業実施による環境の変化	<p><自然環境の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> 平水時において、水門の改築前と改築後で河川敷高を変更していないことから、六角川と古川の縦断的連続性は従来どおり確保されている。また、水門完成前後の生態系に変化はなく、周辺のヨシ原を生育・繁殖場とするオオヨシキリやカヤネズミ等が確認されていることから、自然環境への影響は特になく考えられる。 <p><周辺住民の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> 古川水門の改築により堤防天端の法線が是正され、交通の利便性も向上しており、より多くの方から利用されている。 <p><周辺環境との調和></p> <ul style="list-style-type: none"> 古川水門の改築にあたっては、周辺環境の調和を意識したシンプルなデザインの上屋としている。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 近年においても平成21、24年と大規模な雨が発生しており、外水、内水対策の必要性は増加している。また、古川流域における流域内人口は大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。 									
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了後の近年出水において、効果の発現が確認されている。地域の社会情勢としては、関係地区の人口に関する大きな変化は見受けられず、近年の大雨の発生頻度を考えると当事業の重要性は依然として高いものと考えられる。また、当事業による環境の変化については特に見受けられない。 よって、今後の事後評価については必要ないものと考えられるが、PDCAサイクルを確立するため、今後の効果の発現状況や社会情勢等の変化・環境の変化については、出水時の雨量・水位状況、施設の稼働状況、関係地域の被災状況を視点として適宜モニタリングを実施していく。 									
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 当初想定された効果が発現され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。なお、今後も継続して事業効果を発現できるよう、引き続き適切な維持管理に努めていきたい。 									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了後の近年出水では、確実に水門の操作がなされ、また、古川の河川改修及び東古川排水機場整備による水位低減効果とあいまって、浸水被害が軽減されているため、当事業のモニタリングを継続実施しデータの蓄積を図り、出水時における効果発現状況を確認していきたい。 									
対応方針	対応なし									
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> 事業に対する必要性は変わっておらず、事業の効果も発現し、環境についても、問題が生じていないことから、今後の事業評価及び改善措置は必要ないと判断。 									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 									

位置図



事業名 (箇所名)	子吉川総合水系環境整備事業	担当課	東北地方整備局河川環境課	事業 主体	東北地方整備局			
実施箇所	秋田県由利本荘市							
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業							
事業諸元	利用推進 5地区							
事業期間	平成10年度～平成19年度							
総事業費 (億円)	約8.9							
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子吉川では、90年以上の伝統のある本荘高校ボート部をはじめ、毎年市民ボート大会が開かれるなど、ボートやカヌーによる利用が盛んであり、高水敷でも多くのイベントが開催されている。また、河川空間を医療、福祉、そして教育の拠点として、川が本来持っている心や体の癒しを享受できる川づくりを進めている。しかし、流域全体を見た場合、利活用可能な様々な素材があるものの、水辺アクセスの不便さから、活発な利活用がされていないという課題があった。 ・そこで、水辺の魅力や景観の向上、癒しの効果、交流人口の増加による地域活性化が行える川づくりを目指し、地域交流の拠点、学習の場創出、水辺へのアクセス向上を図る必要があった。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は治水や利水のとの調和を図り、河川空間の適正な保全と利用を図ることを目的に策定された「河川環境管理基本計画」並びに「子吉川水系河川整備計画」の基本理念及び、総合水系環境整備事業計画に基づき実施したものである。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現。 ・施策目標：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を確保する。 							
便益の主な根拠	年間利用増加数：約16千人 支払い意志額：327円/世帯/月、受益世帯数：28,698世帯							
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	-	総費用	-	-	-	
	事後	総便益	45	総費用	14	3.2	31	16.0
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者による活発なスポーツ活動及び清掃活動、また各種イベントや環境・体験学習での利用を通じ、良好な地域コミュニティが形成されている。 ・本荘第一病院による医療活動や地元教育機関による学習活動及び、地域住民に広く活用され、「癒しの川」としての機能を十分に発揮し、市街地における良好な河川空間を提供している。 ・地域と一体となった利用と施設の維持管理を実施しており、利用者から評判も上々で、「川の通信簿」でも良好な施設と評価されている。 							
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者のリハビリ、ウォークラリーを通じた健康増進など、癒しの川としてその機能を積極的に利用している。 ・整備した河川敷と周辺施設が連携し、各種イベントの開催により、地域交流の促進、賑わいによる地域の活性化を実践している。 ・整備地区の河川敷と水辺を利用した環境学習や体験学習を積極的に実施している。また、市民と協力した河川敷のクリーンアップや花壇植栽を行うなど河川愛護活動も積極的に実施している。 							
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・子吉川における「河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査)」による年間利用者数の推移について、全体の利用者数は、本荘地区癒やしの川づくりが概ね完了した平成15年に大幅に増加しており、一方、利用推進事業実施箇所を個別に見ると、河川利用者が増加する傾向が見られる。 							
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、「子吉川水系河川整備計画」、「子吉川水系環境管理基本計画」の基本理念に基づき、河川空間の適正な保全と利用を図るため、計画的かつ段階的に整備を実施しており、当初事業の目的に対し、イベントや沿川小学校の総合学習などで活用され、河川利用の増加など事業の効果が発現されているため、今後の事業評価の必要はない。 							
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策として緊急的に利用し、当初想定した効果が発現していない地区については、今後必要な措置を実施する。 							
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。 							
対応方針	対応なし							
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、総合水系環境整備事業の効果が確認されているため、今後の事業評価の必要性、また、改善措置の必要性はない。 							
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>子吉川水系河川整備学識者懇談会で審議の結果、以下の意見を頂いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初事業の目的に対し、河川利用の増加など事業の効果が発現されているため、今後の事後評価の必要性はない。 ・今後も利用実態については、モニタリングを継続実施すること。 ・現時点では、同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。なお、引き続き、事後評価の結果を蓄積し必要に応じて改善を行うこと。 							

■ 事業の概要

子吉川総合水系環境整備事業

< 位置図 >



- 事業区間: 秋田県由利本荘市
- 事業着手: 平成10年度
事業完了: 平成19年度
- 整備内容: 【整備済】
・利用推進事業 5地区
- 事業費: 全体 約8.9億円

事業名 (箇所名)	湯田ダムダム湖活用環境整備事業	担当課	東北地方整備局河川管理課	事業 主体	東北地方整備局		
実施箇所	岩手県和賀郡西和賀町						
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業						
事業諸元	親水護岸整備、散策路整備、親水レクリエーション広場整備						
事業期間	平成17年度～平成19年度						
総事業費 (億円)	約2.5						
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> ・貯水池の保全および管理を目的とした施設を設置するにあたり、地域とともに進めてきたダム湖周辺活用のさらなる発展。</p> <p><達成すべき目標> ・親水護岸等による親水利便性を向上させる。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を確保する</p>						
便益の主な根拠	湯田ダム湖周辺の年間利用者増加数:23.7千人 環境整備事業によるダム湖利用推進の便益:15億円						
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益 9.4	総費用 2.5	3.7	6.9	—	平成17年度
	事後	総便益 15	総費用 3.9	3.8	11	20	平成24年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施前後のスポーツ・レクリエーション利用者は、約6万人から8万人に増加。 ・利用者は事業の目的であった親水利便性や周遊性機能向上を評価している。 						
事業実施による環境の変化	・施設は日常的な活動やイベント的利用に活用され、地域活動の活性化につながっている。						
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・西和賀町の人口は、年々減少している。 ・一方で西和賀町の観光客入込数は、平成19年頃まで減少傾向であったが、その後は横ばいとなっている。 						
今後の事後評価の必要性	・「湯田ダムダム湖活用環境整備事業」は効果を発現しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はないと考えられる。						
改善措置の必要性	・事業実施の発現状況等から改善措置の必要性はないと考えられるが、今後もより良い管理に向けて必要な検討を行い、必要に応じてダム等管理フォローアップ委員会で審議する。						
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性	・同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性については特になし。						
対応方針	対応なし						
対応方針理由	事業当初の目的に対し、事業効果を発現している。また、更なる事業評価及び改善措置の必要性はない。						
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容> 【平成24年度東北地方ダム管理フォローアップ委員会】 本事業は効果を発現しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はないと考えられる。</p>						

湯田ダムダム湖活用環境整備事業【位置図】

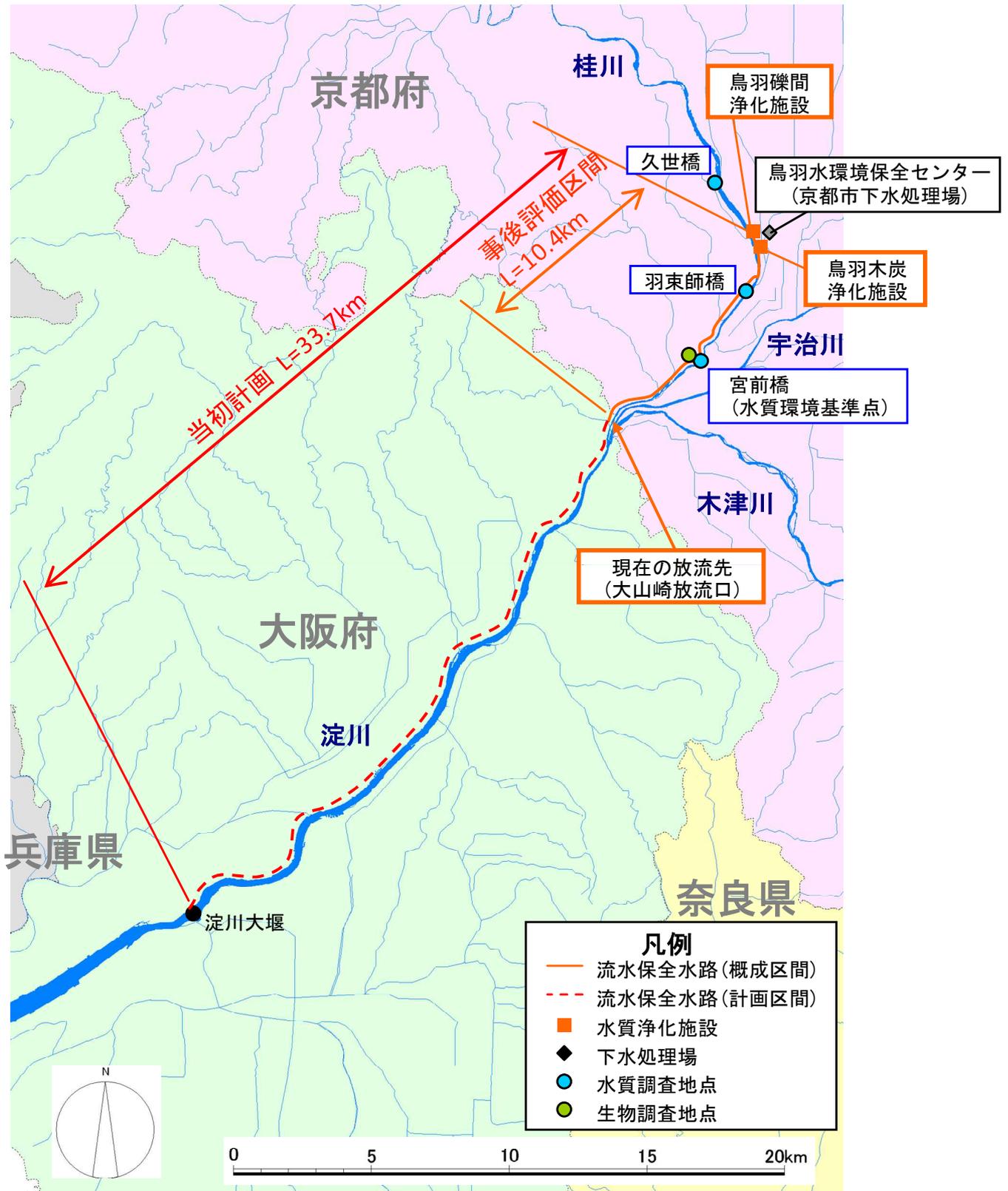


湯田ダムダム湖活用環境整備事業

事業名 (箇所名)	下久保ダム直轄総合水系環境整備事業	担当課	関東地方整備局河川管理課	事業 主体	関東地方整備局				
実施箇所	群馬県藤岡市他、埼玉県児玉郡神川町他								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	遊歩道、広場、トイレ等の整備								
事業期間	平成15年度～平成19年度								
総事業費 (億円)	約6.1								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下久保ダム周辺には、冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峡があり、多くの観光客が訪れている。 ・下久保ダムはこれら観光客が立ち寄った際に利用できる展望台、トイレ・ベンチなどの休憩施設や自然学習のための施設が整備されていなかった。 ・周辺自治体はもとより、観光客からも整備を望む声があがっていた。 <p><達成すべき目標></p> <p>下久保ダムの持つ水辺空間と周囲の自然環境を活用し、円滑な管理に資するとともに、憩いの場、自然学習の場を提供することで、レクリエーション資源としての価値を高め、水源地域の活性化に資する。</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を確保する 								
便益の主な根拠	<p>【内訳】</p> <p>施設整備の効果による便益：15億円</p> <p>【主な根拠】</p> <p>支払い意志額：273円/世帯/月</p> <p>受益世帯数：16,714世帯</p>								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	42	総費用	6.9	6.1	35	-	平成15年度
	事後	総便益	15	総費用	8.8	1.7	6.0	7.5	平成24年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの見学者数は、ダムサイトA地区の駐車場が整備された平成16年度以降は年間2,000人程度で推移しており、駐車場の整備前に比べると増加傾向にある。 ・柏木地区においては、整備前の平成15年度と整備後の平成21年度を比較すると、湖畔連絡路等の整備のより湖面へのアクセスが向上し、釣りや湖面等の利用者が増加している。 ・アンケート自由意見では、トイレや駐車場の整備による休憩のし易さ、湖畔連絡路による湖面への近づき易さ、遊歩道整備・駐車場整備によるボート教室の利用環境改善等の意見が寄せられている。 								
事業実施による環境の変化	特になし								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム周辺には有名な冬桜、国の天然記念物「三波石峡」等があり、これら従来の観光ポイントに加え、事業により新たに観光ポイント及びポイント間のネットワークが形成され、神流湖周辺の観光等にとって必要不可欠なものになっている。 ・近年、様々な要因により利用者の落ち込みが一部でみられることから、今後は、更なる水源地域の自立的・持続的な活性化を図るためにも、事業のPR等を積極的に行い、神流湖周辺への来訪者を増加させるような取り組みを支援していく。 								
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、下久保ダム周辺の利用者の安全性・快適性が向上し、散策や釣り等を目的とした利用はもとより、自然環境学習の場としても活用されている。 ・よって、「下久保ダム直轄総合水系環境整備事業」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。 								
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、下久保ダム周辺の利用者の安全性・快適性が向上し、散策や釣り等を目的とした利用はもとより、自然環境学習の場としても活用されている。 ・よって、「下久保ダム直轄総合水系環境整備事業」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。 								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	指摘事項なし								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>【第21回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により下久保ダム周辺利用者の安全性・快適性が向上し、散策や釣り等を目的とした利用はもとより、事前環境学習の場として、地元の観光資源に活用されている。 ・本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。 								

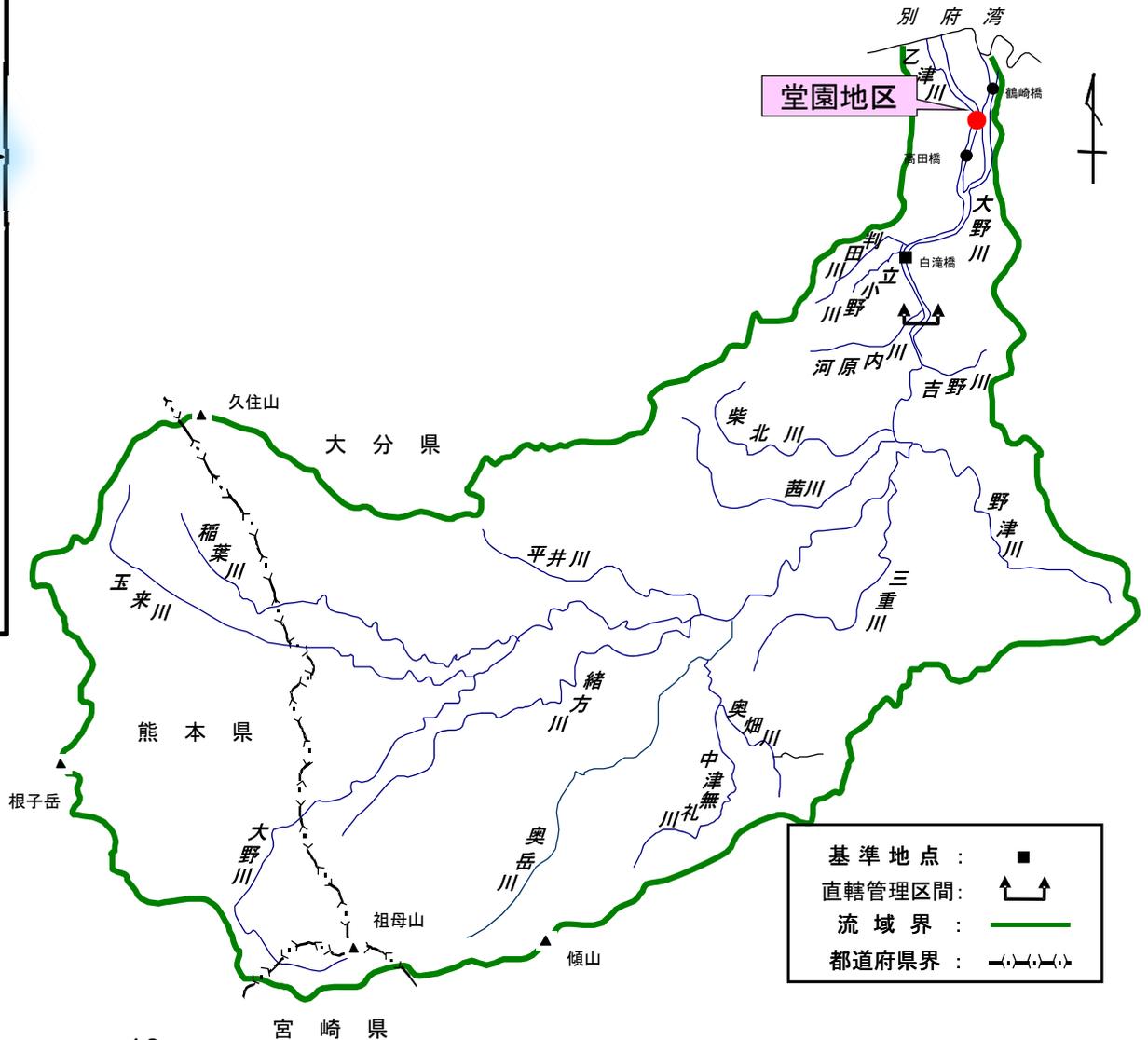
事業名 (箇所名)	淀川流水保全水路整備事業(桂川区間)	担当課 担当課長名	近畿地方整備局河川環境課 梅敷 寛	事業 主体	近畿地方整備局				
実施箇所	淀川水系(京都府京都市他)								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	淀川の主要な汚濁源となっている下水処理後の排水を浄化し、流水保全水路によって分離流下させるために水質浄化施設および流水保全水路の整備を実施								
事業期間	昭和62年度～平成20年度								
総事業費 (億円)	約341								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川水系では、三川合流点より上流の人口が約480万人と多く、江戸川や木曾川と比較して河川水中の下水処理水の混入率が高い状況にある。その中でも、桂川の下水処理水の混入率が高い。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は下水処理水をバイパスすることによる「生物の生息環境の保全による豊かな生態系の創出」、「親水空間の創出による多自然川づくり」、「安全でおいしい水の確保」を目的として実施した。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現。 施策目標: 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を確保する。 								
便益の主な根拠	支払意思額: 358円/世帯/月 受益世帯数: 983,376世帯								
事業全体の投資効率性(※当初は淀川区間を含む)		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年		
	当初※	総便益	4336	総費用	1317	3.3	3019	8.1	平成20年度
	事後	総便益	1109	総費用	632	1.8	477	6.2	平成24年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> 水質浄化施設により淀川に流入する下水処理排水の水質が改善されている。 流水保全水路による下水処理排水のバイパス効果により桂川下流(羽束師橋、宮前橋)の水質改善効果がみられる。 								
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質が改善されたことにより、魚類種数が増加している。 きれいな水域に生息する指標種(ウズムシ等)の比率が増加している。 								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 大きな社会経済情勢の変化はないが、近年、新たな水質問題(環境ホルモン、医薬品、有機フッ素等)が顕在化してきており、今後も潜在している問題が顕在化する可能性が考えられる。 これらの水質問題は、下水処理場等からの放流水が負荷源の一つであることが報告されており、本事業により一定の効果が期待できる。 								
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果が発現し、大きな社会情勢の変化等もなく、環境への重大な影響も見られていないことから、今後の事後評価の必要性はないものと思われる。 								
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、事業実施による水質改善効果を発現しており、改善措置は必要ない。 								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の事業評価手法は妥当と考えており、現時点での見直しの必要性はないものと思われる。なお、費用便益費(B/C)を算出する手法については、CVM(仮想評価法)を採用しているが、今後も同手法による評価の実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえつつ必要に応じ改善を図っていく。 								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	第三者委員会から指摘がなかったため								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>審議の結果、「淀川流水保全水路整備事業」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(案)のとおりでよいと判断される。</p> <p>なお、今後の事業(淀川区間)については事業の効果を整理し、関係自治体との協議を行い、対応方針を示し、事業評価の手続きを進めること。</p>								

●淀川流水保全水路整備事業位置図



事業名 (箇所名)	大野川総合水環境整備事業	担当課 担当課長名	九州地方整備局河川環境課 坂元 浩二	事業 主体	九州地方整備局				
実施箇所	大分県大分市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	(堂園地区)水辺の楽校の活用に資するよう緩傾斜護岸、緩傾斜河岸、緩傾斜堤防、階段工、緩傾斜坂路、管理用通路、橋梁の整備を実施								
事業期間	平成16年度～平成20年度								
総事業費 (億円)	約4.4								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川を利用した環境学習や自然体験活動の充実を図るため、地元と連携しながら「水辺の楽校構想」を策定したこと等を踏まえ、水辺の楽校の活動や河川利用者の安全性の向上に資するよう緩傾斜護岸および管理用通路、階段工等の整備が必要。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩傾斜河岸および管理用通路、階段工等を整備することにより、水辺の楽校としての活用および河川利用者の安全性の向上に寄与する。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現。 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する。 								
便益の主な根拠	CVMにて算出 (堂園地区) ・支払意志額:183円/月/世帯 ・受益世帯数:83,116世帯								
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)		C:総費用 (億円)		B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	—	総費用	—	—	—	—	—
	事後	総便益	46	総費用	5.9	7.8	40.0	25.9	平成24年度
事業の発現状況	当該事業を実施したことにより、 ・緩傾斜河岸および管理用通路、階段工等を整備したことにより、河川利用者の安全性が向上した。								
事業実施による環境の変化	・事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題及び指摘は特にはない。								
社会経済情勢等の変化	・地域開発の状況及び関連事業について、大きな変化はみられない。整備完了後の地域の協力体制については、平成22年度に地域の公民館長や学校の教諭等で構成される「乙津川水辺の楽校運営協議会」が設立され、継続的に利活用等について議論され、河川清掃や水辺に親しむ体験活動等が継続的に実施されている。								
今後の事後評価の必要性	・整備完了後に事業の目的である河川利用者の安全性が向上し地域住民に利活用されており、効果の発現が確認されている。また、当該事業による環境の変化については、特に見受けられない。								
改善措置の必要性	・事業完了後に事業の目的である河川利用者の安全性の向上が図られ、乙津川水辺の楽校運営協議会等によって、利活用及び維持管理が適切に行われていることなどから、今後も事業実施による効果は十分に持続していくと考えられるため、改善措置の必要性はないものとする。なお、今後も事業効果を発現できるよう、引き続き乙津川水辺の楽校運営協議会等により利活用及び維持管理を適切に進めていく。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・計画・調査のあり方については、協議会等を設置し事業を進めており、見直しの必要性はないものとするが、事業内容を精査し更なるコスト削減に努めていきたい。また、事業評価手法については、現時点ではCVM(仮想評価法)を採用しているが、今後もCVMによる評価の実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえつつ必要に応じ改善を図っていきたい。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	・今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性等から対応なしが妥当である。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・特になし								

大野川総合水系環境整備事業位置図



状況	区分	箇所名
完了事業 (●)	水辺整備	堂園地区